

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年7月19日

【事業年度】 平成18年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大橋忠晴

【本店の所在の場所】 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

【電話番号】 (078) 682-5001（大代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理部副部長 村上雄二

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号  
（神戸クリスタルタワー）

【電話番号】 (078) 371-9551

【事務連絡者氏名】 財務経理部副部長 村上雄二

【縦覧に供する場所】 川崎重工業株式会社東京本社  
  
（東京都港区浜松町2丁目4番1号  
（世界貿易センタービル））  
  
川崎重工業株式会社関西支社  
  
（大阪市北区堂島浜2丁目1番29号（古河大阪ビル））  
  
株式会社東京証券取引所  
  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
  
株式会社大阪証券取引所  
  
（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）  
  
株式会社名古屋証券取引所  
  
（名古屋市中区栄3丁目3番17号）

1 【提出理由】

平成19年6月27日に提出した平成18年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (4) 取締役及び監査役に支払った報酬  
(略)

(訂正後)

- (4) 取締役及び監査役に支払った報酬  
(略)

#### (5) その他

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めています。

また、当社は、株主総会の特別決議について、機動的な株主総会運営を可能とするため、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。

また、当社は、自己の株式の取得について、会社の業務または財産の状況に応じた機動的な自己株式の取得を行えるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めています。